

【認証取得】『PCA Hub eDOC』が JIIMA 認証を取得 「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証」 「電子取引ソフト法的要件認証」を取得 ～中堅・中小企業の電子帳簿保存法への対応を支援～

『PCA クラウド』や『PCA サブスク』をはじめとするサブスクリプション型基幹業務システムを開発・販売するピー・シー・エー株式会社（代表取締役社長：佐藤文昭 本社：東京都千代田区 プライム銘柄コード 9629 以下：PCA）は、証憑電子保管サービス『PCA Hub eDOC』において、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下：JIIMA）の「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証」（認証番号：010700-00）、および「電子取引ソフト法的要件認証」（認証番号：609300-00）を取得しましたことをお知らせします。

『PCA Hub eDOC』は、サービス開始時（2022年3月1日）より電子帳簿保存法に対応し、法律で求められている電子取引やスキャナ保存制度に対応する機能を搭載しておりました。

今回の JIIMA 認証取得により、『PCA Hub eDOC』で電子取引やスキャナ保存制度へのシステム対応を検討されている企業においては、電子帳簿保存法に関する法的要件をチェックする必要がなくなり、書類作成や管理に係る業務負荷だけでなく、業務運用における書類改ざんやデータ不備といったリスクの低減にもつながり、安心して導入・運用いただくことができます。

特に電子取引については、会計ソフトが導入されていなくても『PCA Hub eDOC』だけで運用することができるため、最小限のシステム投資で電子帳簿保存法への対応が可能です。

今後も弊社では、「マネジメントサポート・カンパニー」としての地位を確立するために、基幹業務ソフトウェアサービスの提供にとどまらない課題解決サービスを提供し、お客様の社業の発展となる「カスタマーサクセス」に貢献してまいります。

■ JIIMA 認証ロゴマーク ＜電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証＞



令和3年改正法令基準

News Release

<電子取引ソフト法的要件認証>

発信元：ピー・シー・エー株式会社
〒102-8171 千代田区富士見 1-2-21
TEL：03-5211-2700 FAX：03-5211-2740



令和3年改正法令基準

■「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度」(JIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/certification/denchouhou/>

■「電子取引ソフト法的要件認証」(JIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/certification/denshitorihiki/>

【本リリースに関するお問い合わせ先】

ピー・シー・エー株式会社 事業戦略部 広報担当 五十井（イカイ）

TEL：03-5211-2700

記載された製品名および会社名は弊社の商標または登録商標です。

ニュースリリースに掲載されている内容は発表時点の情報です。その後、予告せず変更となる場合がございます。

Copyright©2023 PCA Corporation, All rights reserved.

以上のような概略でございます。お忙しい中恐縮ではございますが、何卒よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。